那覇市公報

第１７５６号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例（生涯学習課）・・・・・・ 1639

○那覇市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）・・・・・・・ 1644

○那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局料金サービス課）・・・ 1653

○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（子育て応援課）・・・・・・・・・ 1654

○那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局水道工務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1658

○那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1659

○那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○那覇市保健センター条例施行規則を廃止する規則（地域保健課）・・・・・・・・・ 1722

◇告　　示◇

○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1723

○令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
（国民健康保険課）・・ 1725

○那覇市伝統工芸館体験料の収納事務委託について（商工農水課）・・・・・・・・・ 1726

○あらたに生じた土地の確認について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1726

○字の区域の変更について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1728

○あらたに生じた土地の確認について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1728

○字の区域の変更について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1730

○街区の区域変更について（地籍調査課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1730

○令和元年度那覇市一般会計補正予算（第７号）（財政課）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1734

○令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）（ちゃーがんじゅう課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

条　　例

那覇市条例第34号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例

（設置）

第1条　観光産業分野等で活躍できる人材の育成及び国際相互理解の増進を図るとともに、市民の学習、交流等の促進に資するため、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条　センターの位置は、那覇市字上間549番1とする。

（施設の構成）

第3条　センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)　会議室

(2)　調理実習室

(3)　和室

(4)　ホール（ステージ及び音響室を含む。）

(5)　スタジオ

(6)　研修室

(7)　学習室

(8)　講師控室

(9)　図書室

（事業）

第4条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　観光産業分野等で活躍できる人材の育成及びその支援に関する事業

(2)　国際相互理解の増進に関する事業

(3)　市民の学習、交流等の促進に関する事業

(4)　主として前3号の事業に資する図書、資料等の収集、整理、保存、閲覧、貸出し等に関する事業

(5)　その他教育委員会が必要と認める事業

（開館時間及び休館日）

第5条　センターの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時にセンタ

ーを開館し、若しくは休館することができる。

(利用できる者)

第6条　センターを利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学をする者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第7条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)　他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2)　施設若しくは設備又は図書室の図書、資料等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがある者

(3)　管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条　センター(図書室を除く。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条　利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2　既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1)　本市が主催又は共催をする行事に利用する場合

(2)　公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合

(3)　構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合

(4)　構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合

(5)　構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合

(6)　その他市長が特に必要と認める場合

(利用許可の制限)

第11条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2)　施設若しくは設備又は図書室の図書、資料等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4)　管理上支障があるとき。

(5)　その他教育委員会が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条　教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)　この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)　利用許可に付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4)　管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条　利用者は、センターの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第14条　利用者(図書室を利用する者を含む。次条において同じ。)は、センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条　利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に復するものと

する。

（損害賠償等の義務）

第16条　センターの施設若しくは設備又は図書室の図書、資料等を破損し、汚損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第5条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">開館時間</th><th>休館日</th></tr>
<tr><td>図書室以外の施設</td><td colspan="2">9時から22時まで</td><td>(1)　祝日法第2条の国民の祝日
(2)　12月29日から翌年の1月3日までの日
(3)　6月23日（慰霊の日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">図書室</td><td>月曜日から木曜日まで</td><td>10時から19時30分まで</td><td rowspan="3">(1)　祝日法第3条の休日（文化の日を除く。）
(2)　12月28日から翌年の1月4日までの日
(3)　6月23日（慰霊の日）
(4)　金曜日（文化の日を除く。）（定期休館日）
(5)　文化の日及び第1号の休日が金曜日に当たる場合の、当該金曜日の前後7日以内で教育委員会が指定する日（振替休館日）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td>10時から18時30分まで</td></tr>
<tr><td>日曜日及び</td><td>10時から</td></tr>
</table>

	文化の日	17時30分まで	(6)　毎月第3水曜日(館内整理日) (7)　年間15日以内で教育委員会が指定する期間(特別整理期間)

備考　「祝日法」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)をいう。

別表第2(第9条関係)

区分	使用料の額(1時間につき)	
	室料	冷房料
会議室	1,200円	100円
調理実習室	1,200円	100円
和室	1,200円	100円
ホール(ステージ及び音響室を含む。)	4,650円	300円
スタジオ	1,200円	100円
研修室	1,600円	100円
学習室	800円	100円
講師控室	500円	100円

備考　利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第35号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

（那覇市職員の分限に関する条例の一部改正）

第1条　那覇市職員の分限に関する条例（昭和47年那覇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（休職の効果） 第5条　［略］ 2～4　［略］ 5　前項の規定による休職の期間（前条第1項第5号の規定による休職の期間を除く。）が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。 6　［略］	（休職の効果） 第5条　［略］ 2～4　［略］ 5　前項の規定による休職の期間（前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。）が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員（法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。）については、この限りでない。 6　［略］ 7　会計年度任用職員に対する第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、第1項及び第4項中「3年を超えない範囲内」とあり、及び第3項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

（那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第2条　那覇市職員の懲戒に関する条例（昭和47年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（減給の効果） 第4条　減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額（那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例（昭和52年那覇市条例	（減給の効果） 第4条　減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額（那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例（昭和52年那覇市条例

第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)の10分の1以下とする。	第44号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員にあっては同条第6号の基本報酬の額)の10分の1以下とする。
備考 1　前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2　前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条　那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条　法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2)　[略]	(育児休業をすることができない職員) 第2条　[略] (1)～(2)　[略] (3)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア)　任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ)　その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ　第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3　法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　次号及び第3号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2)　非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期

間の初日前である場合を除く。）　当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3)　1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の1歳6か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職

員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4　法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2)　当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的

	な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
第2条の3　［略］	第2条の5　［略］
（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）	（法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）
第3条　法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第3条　［略］
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
	(7)　第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること、又は第2条の4の規定に該当すること。
	(8)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第7条　［略］	第7条　［略］
2　給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2　給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）
第8条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に	第8条　育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して

復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として給与条例第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として給与条例第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
（部分休業をすることができない職員）	（部分休業をすることができない職員）
第19条　法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。	第19条　法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2)　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員
（部分休業の承認）	（部分休業の承認）
第20条　部分休業（法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	第20条　部分休業（法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2　勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第11条の2第1項の介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとす	2　勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第11条の2第1項の介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない

る。	範囲内で行うものとする。 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第21条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	第21条　職員(次項のパートタイム職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2　那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、同条例第13条第3項の規定により減額した報酬を支給する。
備考 1　第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2　第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた非常勤職員については、当該任用に係る任期(令和元年度において任期が更新され、又は任命権者を同じくして任期の満了後に引き続き採用されていた場合は、これらの任期に係る全期間。以下「特定期間」という。)は、第3条の規定による改正後の那覇市職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後条例」という。)第2条第3号ア(ア)の在職した期間に含めるものとする。

3　前項に規定する非常勤職員が、任命権者の承認を受けて特定期間において改正後条例に基づく育児休業に相当する育児休業をしていた場合は、改正後条例に基づく育児休業をしていたものとみなす。

那覇市条例第36号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定工事店の指定) 第11条　指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者のうちから管理者が指定する。 (1)～(3)　［略］ (4)　指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。 (5)～(7)　［略］	(指定工事店の指定) 第11条　指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。 (1)～(3)　［略］ (4)　指定工事店の事業主(法人にあっては、代表者。次号において同じ。)が次のいずれにも該当しないこと。 ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ　精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (5)～(7)　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第37号

令和元年12月27日

公　　布　　済

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］	［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］
備考 1　表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第8条の3関係)

号	事務
(1)～(4)　［略］	

［改正後　別記］

別表第1(第8条の3関係)

号	事務
(1)～(4)　［略］	
(5)	那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(6)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

［改正前　別記］

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)　［略］		
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ウ　［略］ エ　児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手

		当の支給に関する情報をいう。第38号において同じ。）
(3)～(8)　［略］		
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～コ　［略］
(10)～(24)　［略］		
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(26)～(31)　［略］		
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～コ　［略］
(33)～(39)　［略］		
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び番号法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 ア～コ　［略］
(41)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～サ　［略］
(42)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～エ　［略］ オ　［略］
(43)　［略］		

［改正後　別記］

別表第2（第8条の3関係）

号	事務	特定個人情報
(1)　［略］		
(2)	［略］	［略］ ア～ウ　［略］

		エ　児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)～(8)　［略］		
(9)	［略］	［略］ ア～コ　［略］ サ　医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。) シ　小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)～(24)　［略］		
(25)	［略］	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア　住民関係情報 イ　生活保護関係情報 ウ　中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ　外国人保護関係情報 オ　医療費助成関係情報
(26)～(31)　［略］		
(32)	［略］	［略］ ア～コ　［略］ サ　医療費助成関係情報 シ　小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)～(39)　［略］		
(40)	［略］	［略］ ア～コ　［略］ サ　医療費助成関係情報 シ　小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(41)	［略］	［略］ ア～サ　［略］ シ　医療費助成関係情報
(42)	［略］	［略］ ア～エ　［略］ オ　障がい者関係情報 カ　［略］
(43)　［略］		
(44)	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であっ	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア　住民関係情報

	て規則で定めるもの	イ　医療保険給付関係情報 ウ　地方税関係情報 エ　生活保護関係情報 オ　中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ　障がい者関係情報 キ　外国人保護関係情報 ク　自立支援給付関係情報 ケ　医療費助成関係情報
(45)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア　住民関係情報 イ　医療保険給付関係情報 ウ　地方税関係情報 エ　児童扶養手当関係情報 オ　生活保護関係情報 カ　中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ　障がい者関係情報 ク　外国人保護関係情報 ケ　自立支援給付関係情報 コ　医療費助成関係情報

那覇市条例第38号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成25年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第3条　法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7)　［略］ (8)　技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として「上水道及び工業用水道」又は「水道環境」を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (9)　［略］	(布設工事監督者の資格) 第3条　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として「上水道及び工業用水道」を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (9)　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　平成31年3月31日以前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として「水道環境」を選択したものは、改正後の第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として「上水道及び工業用水道」を選択したものとみなす。

那覇市条例第39号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条　［略］ 2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　法定代理受領　法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (2)～(5)　［略］	（定義） 第2条　［略］ 2　［略］ (1)　法定代理受領　法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (2)～(5)　［略］ (6)　満3歳以上教育・保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項の満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。 (7)　特定満3歳以上保育認定子ども　令第4条第1項第2号の特定満3歳以上保育認定子どもをいう。 (8)　満3歳未満保育認定子ども　令第4条第2項の満3歳未満保育認定子どもをいう。 (9)　市町村民税所得割合算額　令第4条第2項第2号の市町村民税所得割合算額をいう。 (10)　負担額算定基準子ども　令第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。

（一般原則）	（一般原則）
第3条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保するよう努めなければならない。	第3条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保するよう努めなければならない。
2～6　［略］	2～6　［略］
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第5条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第5条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条の運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2～6　［略］	2～6　［略］
（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条　特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第6条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
4　特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4　特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	(あっせん、調整及び要請に対する協力)
第7条　［略］	第7条　［略］
2　特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子	2　特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
(受給資格等の確認)	(受給資格等の確認)
第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。	第8条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。
(支給認定の申請に係る援助)	(教育・保育給付認定の申請に係る援助)
第9条　特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第9条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2　特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
(心身の状況等の把握)	(心身の状況等の把握)
第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、	第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれ

他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	ている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（小学校等との連携）	（小学校等との連携）
第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額）をいう。）の支払を受けるものとする。	第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
2　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、	2　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	
3　特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	3　特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)	(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
	ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

	(ア)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円 (イ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円) イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア)　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ)　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ　満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
(4)　［略］	(4)　［略］

(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定教育・保育施設は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定教育・保育施設は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(施設型給付費等の額に係る通知等)	(施設型給付費等の額に係る通知等)
第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る法第27条第1項の施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2　特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。
(特定教育・保育に関する評価等)	(特定教育・保育に関する評価等)
第16条　［略］	第16条　［略］

2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。
（相談及び援助） 第17条　特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	（相談及び援助） 第17条　特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（緊急時等の対応） 第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合において、支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合において、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
（支給認定保護者に関する市への通知） 第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	（教育・保育給付認定保護者に関する市への通知） 第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
（運営規程） 第20条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	（運営規程） 第20条　［略］

(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5)　第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　［略］	(6)～(11)　［略］
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第21条　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第21条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　［略］	3　［略］
(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)	(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)
第24条　特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分、特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。	第24条　特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分、特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条　特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	(懲戒に係る権限の濫用禁止)
第26条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉の	第26条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給

ため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	付認定子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（秘密保持等）	（秘密保持等）
第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なくその業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なくその業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
2　［略］	2　［略］
3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。
（情報の提供等）	（情報の提供等）
第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
2　［略］	2　［略］
（苦情解決）	（苦情解決）
第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。	第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2　［略］	2　［略］
3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。	4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
5　［略］	5　［略］
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第32条　［略］	第32条　［略］
2　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3　［略］	3　［略］
4　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その事故により生じた損害を速やかに賠償しなければならない。	4　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その事故により生じた損害を速やかに賠償しなければならない。
（記録の整備）	（記録の整備）
第34条　［略］	第34条　［略］
2　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録	(1)　第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
(2)　［略］	(2)　［略］
(3)　第19条に規定する市への通知に係る記録	(3)　第19条の規定による市への通知に係る記録
(4)～(5)　［略］	(4)～(5)　［略］
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、福祉施設条例の規定を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、福祉施設条例の規定を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この

第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。	項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)	(特別利用教育の基準)
第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)を遵守しなければならない。	第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とする。	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
(利用定員)	(利用定員)
第37条　特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。以下この項において同じ。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第37条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　小規模保育事業A型(那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号。以下「保育事業等条例」という。)第28条の小規模保育事業A型をい	(2)　小規模保育事業A型(那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号。以下「保育事業等条例」という。)第30条の小規模保育事業A型をい

う。)及び小規模保育事業B型(保育事業等条例第31条の小規模保育事業B型をいう。)　6人以上19人以下	う。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(保育事業等条例第33条の小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)　6人以上19人以下
(3)小規模保育事業C型(保育事業等条例第33条の小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)　6人以上10人以下	(3)小規模保育事業C型(保育事業等条例第35条の小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)　6人以上10人以下
(4)　［略］	(4)　［略］
2　［略］	2　［略］
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
2　［略］	2　［略］
(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条　特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第39条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合に	2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を

おいては、法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	超える場合においては、法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
3　特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	3　特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第40条　［略］	第40条　［略］
2　特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、

育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)　特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)　必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)　必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責

任の所在が明確化されていること。

(2)　前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2)　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4　市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)　法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

	(2)　児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
2　居宅訪問型保育事業を行う者は、保育事業等条例第39条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条の障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	6　居宅訪問型保育事業を行う者は、保育事業等条例第39条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条の障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
3　事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	7　事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
	8　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
4　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する	9　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て

者等との密接な連携に努めなければならない。	支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額)をいう。)の支払を受けるものとする。	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
2　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	2　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
3　特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提	3　特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提

供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
4　特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	4　特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(4)　前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定地域型保育事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
（運営規程）	（運営規程）
第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23	第46条　［略］

条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5)　第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　［略］	(6)～(11)　［略］
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　［略］	3　［略］
(記録の整備)	(記録の整備)
第49条　［略］	第49条　［略］
2　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録	(2)　次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
(3)　次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録	(3)　次条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録
(4)～(5)　［略］	(4)～(5)　［略］
(準用)	(準用)
第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特	第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特

定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。	定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)
第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。	第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

に該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教

	育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。	第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場

合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。	合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号の満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。
付　則	付　則
(特定保育所に関する特例)	(特定保育所に関する特例)
第2条　特定保育所(法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号の額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支	第2条　特定保育所(法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項の特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額

給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。	の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
2　［略］	2　［略］
(施設型給付費等に関する経過措置) 第3条　特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。	第3条　削除

2　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。	
(連携施設に関する経過措置) 第5条　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第5条　特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第40号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第8条　［略］ 2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1)～(2)　［略］ 3　［略］	(保育所等との連携) 第8条　［略］ 2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)～(2)　［略］ 3　［略］ 4　市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 5　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)　子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。) (2)　法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例） 第18条　［略］ 2　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(2)　［略］	（食事の提供の特例） 第18条　［略］ 2　［略］ (1)～(2)　［略］ (3)　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第24条の家庭的保育事業を行う場所（第25条第2項の家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
（職員） 第25条　［略］ 2　家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した、保育士等（保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　［略］ (2)　法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3　［略］	（職員） 第25条　［略］ 2　［略］ (1)　［略］ (2)　法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3　［略］
（連携施設に関する特例） 第47条　［略］	（連携施設に関する特例） 第47条　［略］

	2　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第8条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
付　則	付　則
(施行期日)	(施行期日)
第1条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。	第1条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
(食事の提供の経過措置)	(食事の提供の経過措置)
第2条　この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第25条第1項(調理員に係る部分に限る。)、第30条第1号本文(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第36条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第45条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第46条第1項(調理員に係る部分に	第2条　この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第25条第1項(調理員に係る部分に限る。)、第30条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第34条及び第50条において準用する場合を含む。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第36条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第45条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第46

限る。)並びに第49条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。	条第1項(調理員に係る部分に限る。)並びに第49条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。 2　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第25条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条第8号の利用乳幼児への食事の提供を同条第7号の家庭的保育事業所等内で調理する方法(第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
(連携施設に関する経過措置) 第3条　家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第3条　家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第41号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条　この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の保育所における保育の利用(以下「保育の利用」という。)並びに保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項の保育の利用(以下「保育の利用」という。)及び同条第1項の保育所(第9条第1項において同じ。)における保育料に関し、必要な事項を定めるものとする。
(用語の定義) 第2条　この条例において、「保育所等」とは、児童福祉法第24条第1項の保育所及び同条第2項の家庭的保育事業等をいう。	(用語の定義)
2　［略］	第2条　［略］
(保育料の徴収) 第9条　那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)第2条の保育所において保育の利用をする児童の保護者又はその扶養義務者は、規則で定める額の保育料を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、次項の規定により規則で定める額と同額とする。	(保育料の徴収)
2　保育の利用をする児童(前項の児童を除く。)の保護者又はその扶養義務者は、保育料として、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により、市長が同条第1項の保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。	第9条　本市以外の者が設置する保育所において保育の利用をする児童の保護者又はその扶養義務者は、保育料として、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により、市長が同条第1項の保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて規則で定める額を納付しなければならない。この場合における保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。

3　児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る本人又はその扶養義務者は、保育料として、その負担能力に応じて市長が同法第56条第3項の規定により規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額を上限とする。	2　児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る本人又はその扶養義務者は、保育料として、その負担能力に応じて市長が同法第56条第2項の規定により規則で定める額を納付しなければならない。この場合における保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額を上限とする。
(地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金) 第10条　子ども・子育て支援法第59条の規定により実施する事業のうち利用者負担金を徴収する事業及び当該利用者負担金の額は、規則で定める。	
(保育料又は利用者負担金等の減免) 第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第9条各項の保育料又は前条の利用者負担金を減額し、又は免除することができる。	(保育料の減免) 第10条　市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第9条各項の保育料を減額し、又は免除することができる。
第12条　［略］	第11条　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市保育の利用等に関する条例の規定(以下「改正後規定」という。)は、施行日以後の利用に係る保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料及び改正前の同条例第10条の利用者負担金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　施行日以後の利用に係る改正後規定による保育料の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

那覇市条例第42号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

（那覇市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正）

第1条　那覇市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年那覇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市立幼保連携型認定こども園条例	那覇市立認定こども園条例
（設置）	（設置）
第1条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、同法第2条第7項の幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。	第1条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づく施設として、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。
	（定義）
	第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1)　幼保連携型認定こども園　法第2条第7項の幼保連携型認定こども園をいう。
	(2)　保育所型認定こども園　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の保育所で法第3条第1項の認定を受けたものをいう。
（名称及び位置）	（類型、名称及び位置）
第2条　こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第3条　こども園の類型、名称及び位置は、次の表のとおりとする。
［表　別記］	［表　別記］
第3条～第5条　［略］	第4条～第6条　［略］
（利用の不承諾）	（利用承諾の保留）
第6条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾をしないことができる。	第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承諾を保留することができる。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
（承諾の取消し等）	（利用承諾の取消し等）
第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども園の利用の停止を命	第8条　［略］

じ、又は利用承諾を取り消すことができる。 (1)　［略］ (2)　利用承諾を受けた者が第5条第2項の条件に違反したとき。 (3)～(4)　［略］ 第8条～第9条　［略］	(1)　［略］ (2)　利用承諾を受けた者が第6条第2項の条件に違反したとき。 (3)～(4)　［略］ 第9条～第10条　［略］ (給食費) 第11条　こども園を利用する子どもの保護者は、規則で定める額の給食費(こども園における食事の提供に要する費用をいう。)を納付しなければならない。 2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の給食費に係る債権を放棄することができる。 (1)　債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。 (2)　破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。 (3)　当該債権につき、消滅時効の起算日から5年を経過したとき(債務者が当該債権について支払いの意思を示し、若しくは支払いを行ったとき、又は債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。 (4)　債務者の死亡、所在不明その他これらに準ずる事情があり、当該債権について徴収の見込みがないと認められるとき。 (5)　債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける本市の債権及び本市以外の者の権利

	の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
第10条～第11条　［略］	第12条～第13条　［略］

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3　改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

［改正前　別記］

［第2条の表］

名称	位置
那覇市立大道こども園	那覇市字大道146番地1
那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
那覇市立石嶺こども園	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8
那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9
那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
那覇市立天久こども園	那覇市天久1丁目4番1号
那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号

［改正後　別記］

［第3条の表］

類型	名称	位置
幼保連携型認定こども園	那覇市立開南こども園	那覇市泉崎1丁目1番5号
	那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号
	那覇市立天妃こども園	那覇市久米1丁目3番2号
	那覇市立泊こども園	那覇市泊2丁目23番地9

	那覇市立那覇こども園	那覇市前島1丁目7番1号
	那覇市立大道こども園	那覇市字大道146番地1
	那覇市立与儀こども園	那覇市与儀1丁目1番1号
	那覇市立真嘉比こども園	那覇市真嘉比1丁目18番1号
	那覇市立真和志こども園	那覇市寄宮3丁目1番1号
	那覇市立上間こども園	那覇市長田2丁目11番60号
	那覇市立石嶺こども園	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8
	那覇市立城北こども園	那覇市首里石嶺町1丁目162番地
	那覇市立城南こども園	那覇市首里崎山町4丁目35番地2
	那覇市立城西こども園	那覇市首里真和志町1丁目5番地
	那覇市立大名こども園	那覇市首里大名町1丁目49番地
	那覇市立小禄南こども園	那覇市小禄4丁目14番地1
	那覇市立天久みらいこども園	那覇市天久1丁目4番1号
	那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
	那覇市立宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原4丁目17番10号
保育所型認定こども園	那覇市立樋川みらいこども園	那覇市樋川2丁目10番1号

備考　こども園の名称中に「みらいこども園」とあるものは、ア及びイに掲げる者を入園の対象とし、その他のこども園は、アに掲げる者を入園の対象とする。
ア　満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども
イ　満3歳未満の保育を必要とする子ども

（那覇市立認定こども園条例の一部改正）

第2条　那覇市立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（類型、名称及び位置） 第3条　こども園の類型、名称及び位置は、次の表のとおりとする。 ［表　別記］	（類型、名称及び位置） 第3条　［略］ ［表　別記］

備考
1　表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
2　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

［改正前　別記］

［第3条の表］

類型	名称	位置
幼保連携型認	［略］	

定こども園	那覇市立那覇こども園	［略］
	那覇市立大道こども園	那覇市字大道146番地1
	那覇市立与儀こども園	［略］
	［略］	
	那覇市立上間こども園	［略］
	那覇市立石嶺こども園	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8
	那覇市立城北こども園	［略］
	［略］	
	那覇市立天久みらいこども園	［略］
	那覇市立久場川みらいこども園	［略］
	［略］	
［略］		

［改正後　別記］

［第3条の表］

類型	名称	位置
幼保連携型認定こども園	［略］	
	那覇市立那覇こども園	［略］
	那覇市立与儀こども園	［略］
	［略］	
	那覇市立上間こども園	［略］
	那覇市立城北こども園	［略］
	［略］	
	那覇市立天久みらいこども園	［略］
	那覇市立大道みらいこども園	那覇市字大道146番地1
	那覇市立久場川みらいこども園	［略］
	［略］	
［略］		

付　則

（施行期日）

1　この条例中、第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の那覇市立認定こども園条例第6条第2項の利用承諾その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第43号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市保育所設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保育所設置及び管理条例を廃止する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)は、廃止する。

付　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第44号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市保健センター条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健センター条例を廃止する条例

那覇市保健センター条例(平成4年那覇市条例第25号)は、廃止する。

付　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

規　　則

那覇市規則第27号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第1条の会計年度任用職員（以下「任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療職給料表の適用範囲）

第2条　条例別表第2医療職給料表(1)備考の規則で定めるフルタイム職員は、歯科医師とする。

2　条例別表第2医療職給料表(2)備考の規則で定めるフルタイム職員は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び言語聴覚士（以下「医療技術員」という。）とする。

3　条例別表第2医療職給料表(3)備考の規則で定めるフルタイム職員は、保健師、助産師及び看護師（以下「保健師等」という。）とする。

（フルタイム職員の職務の級）

第3条　条例第6条第1項の規定により規則で定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

2　フルタイム職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム職員の号給）

第4条　条例第7条の規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2　フルタイム職員の号給は、前項に規定する基準に従い当該フルタイム職員の職務に応じて任命権者が定める号給とする。

（経験年数を有する者の号給）

第5条　フルタイム職員に採用された者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、経験年数を有するときに係る当該フルタイム職員の号給については、前条の規定にかかわらず、同条第2項の規定による号給の号数に、当該経験年数（直近の3会計年度以内の経験年数を限度とする。）の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)　任用職員としての引き続いた在職期間がなく採用された者である場合(次条の適用を受ける場合を除く。)

(2)　別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者である場合(任用職員としての引き続いた在職期間がある場合を含む。)

2　前項及び次条の「経験年数」とは、任用職員として同種(別表第2の職種で同一のものをいう。以下同じ。)の職務に在職した年数(任用職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、次項の規定により当該在職した年数に換算された年数を含む。)をいう。

3　任命権者は、任用職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定めるところにより任用職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

4　同一の会計年度において、別表第2の区分の欄の区分を同じくしてフルタイム職員に採用された場合で、任用職員として引き続いた在職期間を有するとき(市長が特に認めるときを含む。)の号給については、前3項の規定にかかわらず、当該会計年度において最初に定められた号給と同一の号給とするものとする。

(同一の職種及び区分で引き続いた在職期間を有する者等の号給)

第6条　前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(当該前会計年度における職と別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者を除き、市長が特に認める者を含む。)の号給については、第4条の規定にかかわらず、毎年4月1日において、当該採用の前年度において定められた号給の号数に、次の各号に掲げる経験年数(直近の5会計年度までのものを限度とする。)の区分ごとに、それぞれその月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1)　フルタイム職員として勤務した月からなる経験年数　4

(2)　任用職員としての所定の勤務時間が1週間当たり30時間以上38時間45分未満である月からなる経験年数　3

(3)　任用職員としての所定の勤務時間が1週間当たり30時間未満である月からなる経験年数　市長が定める数

（特殊の職に採用する場合等の給与）

第7条　条例第8条の規定によるフルタイム職員の給与の決定については、特殊の技術、経験等を必要とする職にフルタイム職員を採用しようとする場合その他市長が特に必要と認める場合は、第3条から前条までの規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより行うことができる。

（調整する職及び調整額）

第8条　那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号。以下「常勤職員給与規則」という。）第8条の規定は、フルタイム職員について準用する。

（期末手当の支給を受けるフルタイム職員）

第9条　条例第11条第1項の規則で定めるフルタイム職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　任期の定めが6月以上のフルタイム職員

(2)　任期の定めが6月に満たないフルタイム職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至った当該フルタイム職員（当該会計年度内に限る。）

(3)　条例第11条第2項の基準日を5月31日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者（市長が特に認める者を含む。）の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至った当該フルタイム職員

2　常勤職員給与規則第55条、第56条から第57条の7まで、第58条及び第58条の2第1項の規定は、フルタイム職員について準用する。この場合において、常勤職員給与規則第56条第1項中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間（あらかじめ定められた勤務時間について市長が定める事由により勤務しない期間を除く。）」と読み替えるものする。

（期末手当の支給率）

第10条　条例第11条第2項の規則で定める割合は、100分の130とする。

（パートタイム職員の基本報酬）

第11条　パートタイム職員に係る月額による基本報酬の額は、第3条から第6条まで及び第8条の規定を当該パートタイム職員に準用して得た額（第4項において「フルタイム職員準用額」という。）並びにこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に、当該パートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務

時間を那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2　パートタイム職員に係る日額による基本報酬の額は、勤務1時間当たりの基本報酬額に、当該パートタイム職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

3　パートタイム職員に係る時間額による基本報酬の額は、勤務1時間当たりの基本報酬額とする。

4　前2項の「勤務1時間当たりの基本報酬額」とは、フルタイム職員準用額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額をパートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。)とする。

5　第7条の規定は、パートタイム職員について準用する。

(パートタイム職員の手当相当報酬)

第12条　条例第12条第2項の規則で定める額は、次条の規定により定める報酬の額及びその他の手当相当報酬でフルタイム職員の例により定める額の合計額とする。

(パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬)

第13条　パートタイム職員について定められた勤務時間(以下「パートタイム職員勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム職員には、パートタイム職員勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2　前項の規定による報酬の支給については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「常勤職員給与条例」という。)第21条及び常勤職員給与規則第52条の規定を準用する。この場合において、常勤職員給与条例第21条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「パートタイム職員勤務時間」と、「第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額」と読み替えるものとする。

3　パートタイム職員が、パートタイム職員勤務時間が割り振られた日において、パートタイム職員勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日におけるパートタイム職員について定められた1日当たりの勤務時間との合計が7時間45分(特別の形態によって勤務する必要のある者については、市長が定める時間)に達するまでの間の勤務に対する、前項の規定により読み替えて準用する常勤職員給与条例第21条第1項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4　パートタイム職員が、パートタイム職員勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とパートタイム職員勤務時間との合計が週38時間45分(特別の形態によって勤務する必要のある者については、市長が定める時間)を超えてした勤務に対する、第2項の規定により読み替えて準用する常勤職員給与条例第21条第3項の規定の適用については、同項中「支給する。」とあるのは、「支給する。ただし、パートタイム職員が割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分(特別の形態によって勤務する必要のある者については、市長が定める時間)に達するまでの間のものについては、この限りでない。」とする。

(報酬の減額)

第14条　条例第13条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合(報酬を減額する旨定められている場合を除く。)とする。

(1)　勤務時間条例の規定による時間外勤務代休時間、休日又は休日に代わる日である場合

(2)　那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定により職務専念義務を免除された場合

(3)　その他勤務しないことにつき特に承認があった場合

2　条例第13条第3項の規則で定める基準は、パートタイム職員について定められた勤務時間中に勤務しないときにおいて、その勤務しない1時間につき、第11条第4項の勤務1時間当たりの基本報酬額を減額することとする。

(準用)

第15条　第11条から前条までに定めるもののほか、パートタイム職員の報酬に関す

る事項については、フルタイム職員の例による。

(通勤費用の額)

第16条　条例第15条第1項の通勤に要する費用(以下「通勤費用」という。)は、月額で報酬を定めるパートタイム職員については、常勤職員等の例により支給する。この場合において、常勤職員給与条例第19条第5項の規則で定める期間は、常勤職員給与規則第39条の3第1項の規定にかかわらず、1月とし、当該通勤費用については、常勤職員給与規則第38条の2第1項の規定にかかわらず、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

2　前項に規定する職員以外のパートタイム職員に係る通勤費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者(交通機関の利用又は自動車等(常勤職員給与条例第19条第1項第2号の「自動車等」をいう。以下この項において同じ。)の使用をしなければ通勤することが著しく困難である者を除く。)については、この限りでない。

(1)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者(第3号に掲げる者を除く。)　当該交通機関の利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額又は回数乗車券等の通勤21回分(特別の形態によって勤務する必要のある者のうち市長が定めるものについては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額のうち最も経済的かつ合理的であると認められるものを平均1か月当たりの通勤所要回数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2)　自動車等を使用することを常例とする者(次号に掲げる者を除く。)　別表第4の距離区分欄に掲げる距離に応じ、同表の額欄に掲げる額

(3)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　利用する交通機関の距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者　前2号に定める額

イ　第1号に定める額が第2号に定める額以上である者(アに掲げる者を除く。)　第1号に定める額

ウ　第1号に定める額が第2号に定める額未満である者(アに掲げる者を除く。)
第2号に定める額

3　前項に規定するパートタイム職員に係る通勤費用については､同項に定めるもののほか、常勤職員等の例による。この場合において、当該通勤費用は、常勤職員給与規則第38条の2第1項の規定にかかわらず、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

(パートタイム職員の期末手当)

第17条　第9条及び第10条の規定は、パートタイム職員(パートタイム職員について定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。

2　条例第16条の規定により読み替えられた条例第11条第3項の規則で定める報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額による基本報酬を受けるパートタイム職員　当該基本報酬の額

(2)　日額による基本報酬を受けるパートタイム職員　日額による基本報酬に1月当たりの勤務日数として市長が定める日数を乗じて得た額

(3)　時間額による基本報酬を受けるパートタイム職員　時間額による基本報酬に1月当たりの勤務時間として市長が定める時間を乗じて得た額

(補則)

第18条　この規則に定めるもののほか、任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(移行措置)

2　施行日の前日において那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)別表に規定するその他非常勤職員であった職員で市長が定めるもの(以下「旧条例適用職員」という。)の施行日における号給は、この規則の規定にかかわらず、当該旧条例適用職員に係る報酬の額その他の市長が必要と認める事由を勘案して市長が定める号給とする。当該号給に係る別表第2の職種及び区分の

決定についても、同様とする。

(新たに任用職員となった者の号給)

3　施行日から令和5年3月31日までの間において任用職員として採用された者(当該採用について引き続いた在職期間がない者であって市長が定めるものに限る。)の号給は、この規則の規定にかかわらず、この規則の規定によるものと仮定した場合において、その者の号給(その者が行う業務と、前項の規定により号給が定められた者が行う業務とが同一である場合に限る。)が同項の規定による号給を超えることとなるときは、当該号給を超えない範囲内でこの規則の規定により定める号給とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4　第5条第4項の規定は、前2項の規定により号給等を決定された者について準用する。

(この規則により難い場合の措置)

5　当分の間、特別の事情その他の理由によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、市長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

別表第1(第3条関係)　等級別基準職務表

給料表の区分	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	1　定型的又は補助的な業務を行う職務 2　学校教育法(昭和22年法律第26号)による短期大学若しくは大学を卒業した者又はそれに相当する資格、職務経験等を有する者が行う職務(他の欄に該当する職務を除く。)
	2級	1　専門的な資格を要する職務(定型的又は補助的な業務を行う職務を除く。別表第2において同じ。) 2　高度な知識又は経験を必要とする職務
	3級	専門的な資格を要し、応用判断が必要な職務
医療職給料表(1)	1級	医師又は歯科医師の職務

	2級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務
医療職給料表(2)	1級	医療技術員(薬剤師又は獣医師を除く。以下この表において同じ。)の職務
	2級	1　薬剤師又は獣医師の職務 2　困難な業務を行う医療技術員の職務
	3級	1　困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 2　特に困難な業務を行う医療技術員の職務
医療職給料表(3)	2級	保健師等の職務
	3級	困難な業務を行う保健師等の職務

別表第2(第4条関係)　職種別基準表

ア　行政職給料表　職種別基準表

職種	区分	基準号給	
		職務の級	号給
行政事務	一般事務Ⅰ	1	5
	一般事務Ⅱ	1	15
	一般事務Ⅲ	1	25
専門事務	専門事務Ⅰ	2	1
	専門事務Ⅱ	2	29
その他のフルタイム職員		市長が定める号給	

備考

1　「一般事務Ⅰ」とは、職務の級が1級の者が指示に基づき定型的又は補助的な業務を行う職をいう。

2　「一般事務Ⅱ」とは、職務の級が1級の者で、学校教育法による短期大学を卒業したもの又はそれに相当する資格、職務経験等を有するものが指示に基づき業務を行う職をいう。

3　「一般事務Ⅲ」とは、職務の級が1級の者で、学校教育法による大学を卒業したもの又はそれに相当する資格、職務経験等を有するものが指示に基づき業務

を行う職をいう。

4　「専門事務Ⅰ」とは、職務の級が2級の者が、専門的な資格を要する職務又は困難な業務を行う職をいう。

5　「専門事務Ⅱ」とは、職務の級が2級の者が、専門的な資格を要する職務又は困難な業務であって、高度な知識又は判断を要するものを行う職をいう。

イ　医療職給料表(1)　職種別基準表

職種	区分	基準号給	
		職務の級	号給
医師又は歯科医師		1	1
その他のフルタイム職員		市長が定める号給	

ウ　医療職給料表(2)　職種別基準表

職種	区分	基準号給	
		職務の級	号給
医療技術員	医療技術員Ⅰ	2	1
	医療技術員Ⅱ	2	33
その他のフルタイム職員		市長が定める号給	

備考

1　「医療技術員Ⅰ」とは、職務の級が2級の者が医療技術員の職務を行う職をいう。

2　「医療技術員Ⅱ」とは、職務の級が2級の者が、医療技術員の職務であって、高度な知識又は一定の実務経験を要するものを行う職をいう。

エ　医療職給料表(3)　職種別基準表

職種	区分	基準号給	
		職務の級	号給
保健師等	保健師等Ⅰ	2	11
	保健師等Ⅱ	2	45

その他のフルタイム職員	市長が定める号給

備考

1　「保健師等Ⅰ」とは、職務の級が2級の者が保健師等の業務を行う職をいう。

2　「保健師等Ⅱ」とは、職務の級が2級の者が、保健師等の職務であって、高度な知識又は一定の実務経験を要するものを行う職をいう。

別表第3(第5条関係)　経験年数換算表

経歴		換算率
那覇市の任用職員(常勤職員給与条例第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 19 年那覇市条例第 3 号)第 5 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。)としての在職期間	任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 ／ 100 以下
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	任用職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 ／ 100 以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(職務の級が 2 級以上の職に従事する場合であって、当該職に類似する職務に従事した期間に限る。)	100 ／ 100 以下

別表第4(第16条関係)

距離区分(片道)	額
5 キロメートル未満	100 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	200 円

10キロメートル以上15キロメートル未満	340円
15キロメートル以上20キロメートル未満	480円
20キロメートル以上25キロメートル未満	610円
25キロメートル以上30キロメートル未満	750円
30キロメートル以上35キロメートル未満	890円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,030円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,160円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,250円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,330円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,420円
60キロメートル以上	1,500円

那覇市規則第28号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用等に関する規則(平成27年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(21)　［略］

4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
(1)　［略］	
(2)	ア　那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号。以下この号において「助成条例」という。)第5条第1項の受給資格の認定に関する事務 イ～エ　［略］
(3)～(4)　［略］	

［改正後　別記］

別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
(1)　［略］	
(2)	ア　那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(以下この号において「助成条例」という。)第5条第1項の受給資格の認定に関する事務 イ～エ　［略］
(3)～(4)　［略］	
(5)	ア　那覇市こども医療費助成条例(以下この号において「助成条例」という。)第5条第1項の受給資格の認定に関する事務 イ　助成条例第7条の規定による届出に関する事務 ウ　助成条例第10条の規定による返還に関する事務
(6)	ア　那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下この号において「助成条例」という。)第5条の規定による助成の制限に関する事務 イ　助成条例第6条第1項の受給資格の認定に関する事務 ウ　助成条例第9条第1項及び第2項の規定による届出に関する事務 エ　助成条例第14条の規定による返還に関する事務

［改正前　別記］

別表第2(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(8)　［略］			

(9)	法別表第1の15の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)	[略]	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	[略]
(10)～(24)　[略]			
(25)	法別表第1の47の項の主務省令で定める事務(障害児福祉手当等関係)	住民関係情報	[略]
(26)～(31)　[略]			
(32)	法別表第1の63の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)	[略]	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	[略]
(33)～(39)　[略]			
(40)	別表第1(1)の号に掲げる事務(外国人保護関係)	[略]	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	[略]
(41)	別表第1(2)の号に掲げる事務(那覇市重度心身障がい者医療費等助成関係)	[略]	
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	[略]
(42)	別表第1(3)の号に掲げる事務(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業関係)	[略]	
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	[略]
		外国人保護関係情報	[略]
(43)　[略]			

[改正後　別記]

別表第2(第4条関係)

条例別表第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(8)　[略]			
(9)	[略]	[略]	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	[略]
		医療費助成関係情報	ア　重度心身障がい者医療費等助成情報 イ　こども医療費助成情報 ウ　母子及び父子家庭等医療費助成情報

		小児慢性特定疾病用具給付関係情報	小児慢性特定疾病用具給付情報
(10)～(24)　［略］			
(25)	［略］	住民関係情報	［略］
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		医療費助成関係情報	重度心身障がい者医療費等助成情報
(26)～(31)　［略］			
(32)	［略］	［略］	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	［略］
		医療費助成関係情報	ア　重度心身障がい者医療費等助成情報 イ　こども医療費助成情報 ウ　母子及び父子家庭等医療費助成情報
		小児慢性特定疾病用具給付関係情報	小児慢性特定疾病用具給付情報
(33)～(39)　［略］			
(40)	［略］	［略］	
		児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報	［略］
		医療費助成関係情報	ア　重度心身障がい者医療費等助成情報 イ　こども医療費助成情報 ウ　母子及び父子家庭等医療費助成情報
		小児慢性特定疾病用具給付関係情報	小児慢性特定疾病用具給付情報
(41)	［略］	［略］	
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	［略］
		医療費助成関係情報	ア　こども医療費助成情報 イ　母子及び父子家庭等医療費助成情報
(42)	［略］	［略］	
		中国残留邦人等支援給	［略］

		付等関係情報	
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	［略］
(43)　［略］			
(44)	別表第1(5)の号に掲げる事務(那覇市こども医療費助成関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア　医療保険被保険者資格情報 イ　国民健康保険給付支給情報
		地方税関係情報	市民税情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		自立支援給付関係情報	自立支援給付情報
		医療費助成関係情報	ア　重度心身障がい者医療費等助成情報 イ　母子及び父子家庭等医療費助成情報
(45)	別表第1(6)の号に掲げる事務(那覇市母子及び父子家庭等医療費助成関係)	住民関係情報	住民基本情報
		医療保険給付関係情報	ア　医療保険被保険者資格情報 イ　国民健康保険給付支給情報
		地方税関係情報	市民税情報
		児童扶養手当関係情報	児童扶養手当情報
		生活保護関係情報	生活保護実施関係情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		障がい者関係情報	障がい者情報
		外国人保護関係情報	外国人保護実施関係情報
		自立支援給付関係情報	自立支援給付情報
		医療費助成関係情報	ア　重度心身障がい者医療費等助成情報 イ　こども医療費助成情報

那覇市規則第29号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)は、廃止する。

付　則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号
令和元年12月27日
公　　布　　済

那覇市保健センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市保健センター条例施行規則を廃止する規則

那覇市保健センター条例施行規則(平成4年那覇市規則第25号)は、廃止する。

付　則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告　　示

那覇市告示第 307 号
令和元年 12 月 24 日
掲　　示　　済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和 27 年法第 180 号)第 18 条第１項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

その関係図面は、告示の日から２週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１．区域変更する路線

整理番号	路　線　名	区　　間	延　長（m）		幅 員（m）	備 考
0151	田原小禄西線	字田原225番４～字小禄815番３	新	445.3	8.1～19.7	区域追加
			旧	445.3	8.1～17.6	

位　置　図

(小禄南10号)
(小禄南12号)
(小禄44号)
(小禄86号)
(小禄南15号)
(小禄南14号)
0152
(田原小禄 中線)
(小禄40号)
(小禄39号)
(小禄33号)
(小禄37号)
(小禄36号)
(小禄35号)
(小禄32号)
(小禄34号)
0333
(小禄西線)
(小禄
24号)
(小禄
25号)
(小禄
23号)
(小禄
22号)
(田原34号)
(田原45号)
(小禄
(田原35号)
(田原西線)
0331
(田原5号)
(田原4号)
(田原
(小禄
15号)
(小禄29号)
(小禄27号)
(小禄28号)
0332
0151
26
(宇栄原63号)
(宇栄原
59号)
(宇栄原76号)
(宇栄原
58号)
(宇栄原
51号)
(宇栄原62号)
(宇栄原
(宇栄原
(赤嶺22号)

那覇市告示第 310 号
令和元年 12 月 24 日
掲　　示　　済

令和元年（2019 年）11 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第２号)

令和元年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,633 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,050,590 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
６　繰入金		千円 4,436,255	千円 4,633	千円 4,440,888
	１　他会計繰入金	4,436,254	4,633	4,440,887
歳　入　合　計		39,045,957	4,633	39,050,590

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		千円 680,772	千円 4,633	千円 685,405
	１　総務管理費	519,427	4,633	524,060
歳　出　合　計		39,045,957	4,633	39,050,590

那覇市告示第 312 号
令和元年 12 月 25 日
掲　　示　　済

那覇市伝統工芸館体験料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第２項及び那覇市会計規則第 34 条第２項により告示する

那覇市長　城　間　幹　子

１　委託事務の名称　　那覇市伝統工芸館体験料収納事務委託

２　受託者の住所　　那覇市牧志３丁目３番１号　２階

３　受託者の名称　　那覇市伝統工芸事業協同組合連合会
理事　上原　昭男

４　委託期間　　令和２年１月１日から令和２年３月 31 日まで

那覇市告示第 313 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第９条の５第１項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第２項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例第２条の規定により、告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　土地の所在　　別図の土地

２　地　　積　　1,479,338.78 平方メートル

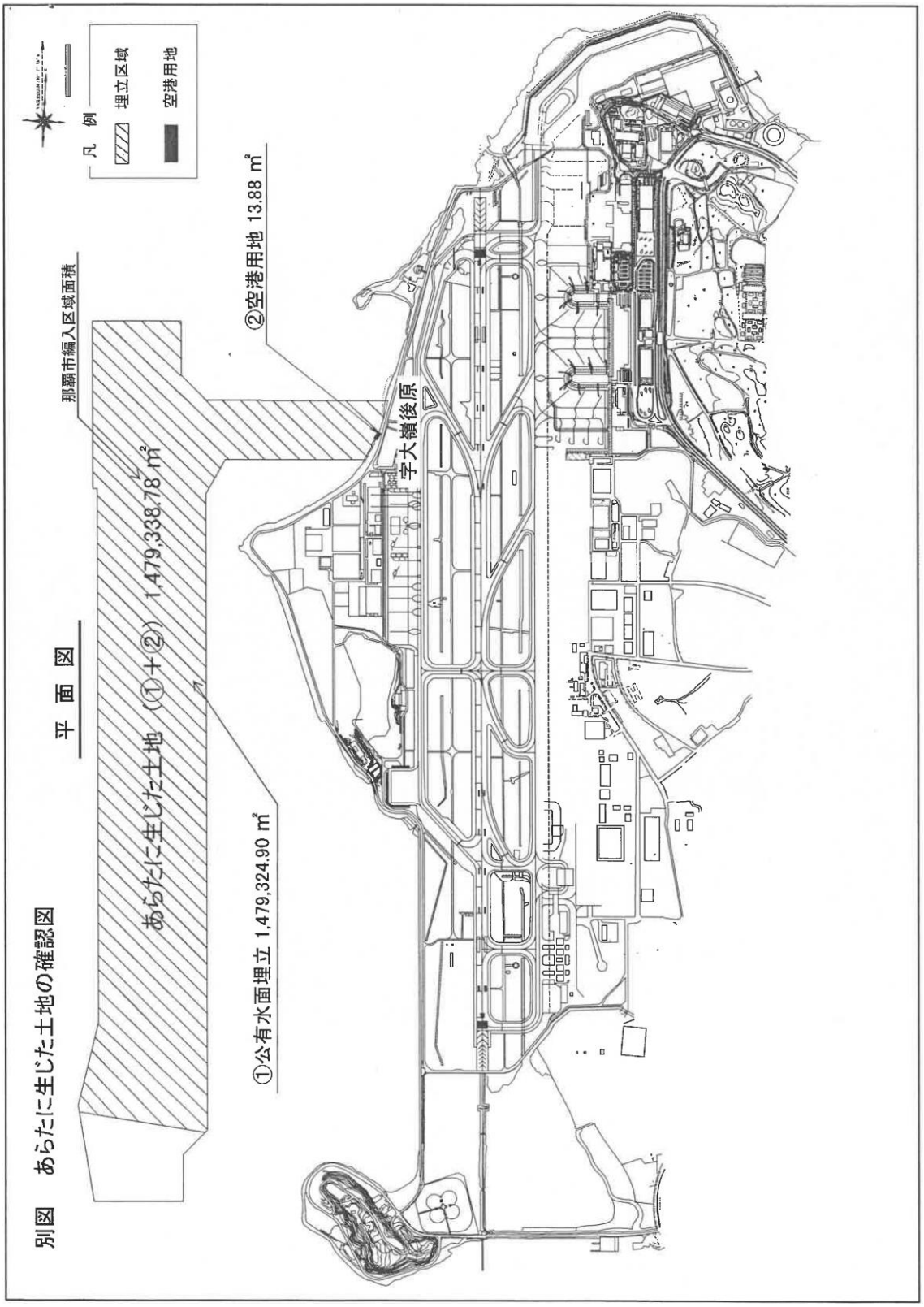
別図　あらたに生じた土地の確認図
平　面　図
あらたに生じた土地（①＋②）1,479,338.78 ㎡
那覇市編入区域面積
①公有水面埋立 1,479,324.90 ㎡
②空港用地 13.88 ㎡
宇大嶺後原
凡　例
埋立区域
空港用地

那覇市告示第 314 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第２項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年那覇市告示第 313 号別図に示すあらたに生じた土地 1,479,338.78 平方メートルを那覇市字大嶺後原の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 315 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第９条の５第１項の規定により、あらたに生じた次の土地を確認した旨届出があったため、同条第２項及び沖縄県の事務処理の特例に関する条例第２条の規定により、告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

1　土地の所在　　別図の土地

2　地　　積　　12.16 平方メートル

別図　あらたに生じた土地の確認図

平　面　図

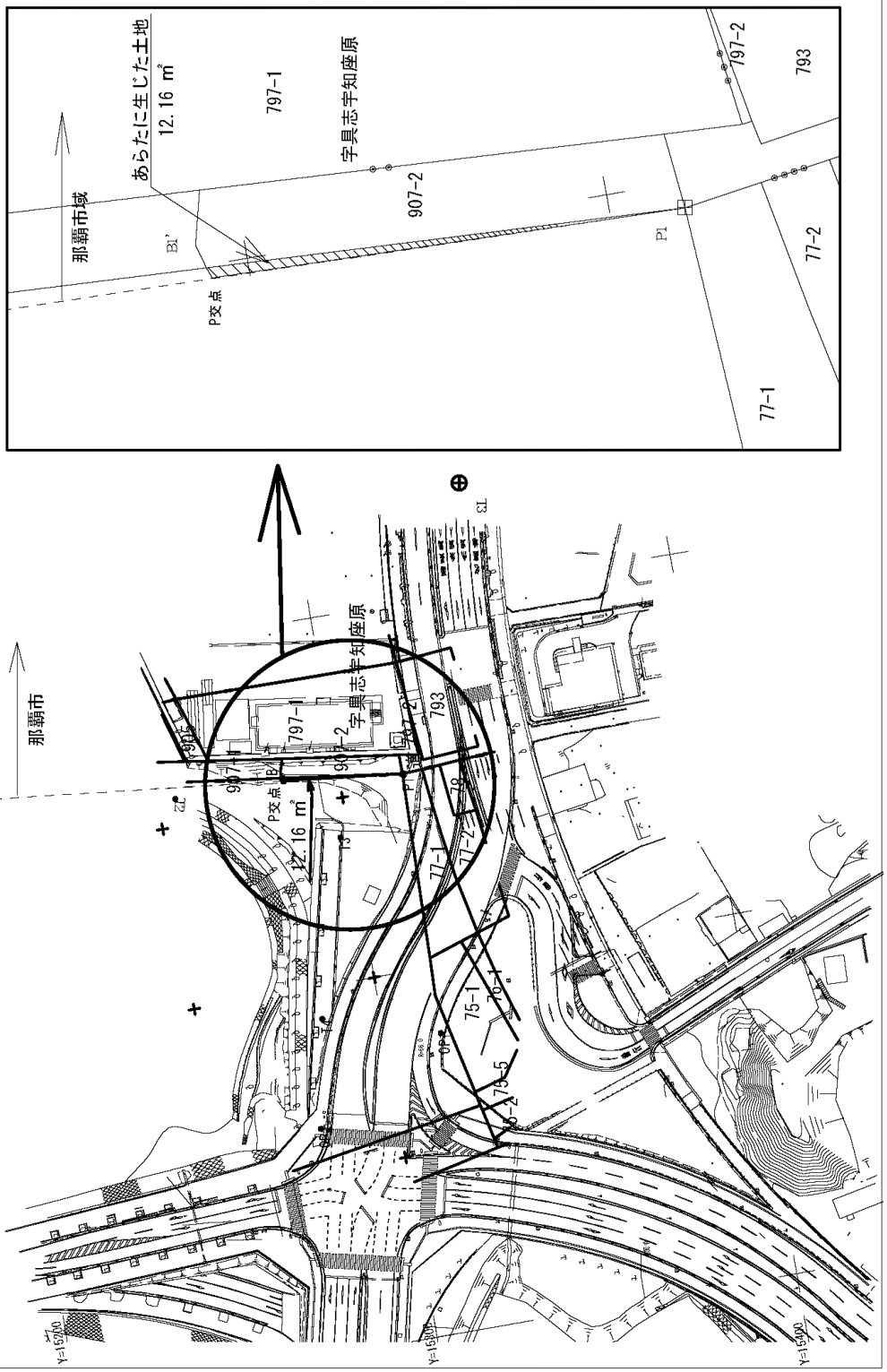

那覇市告示第 316 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第２項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年那覇市告示第 315 号別図に示すあらたに生じた土地 12.16 平方メートルを那覇市字具志宇知座原の区域に編入し、その区域を変更する。

那覇市告示第 317 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

街区の区域変更について

那覇市住居表示に関する条例第２条の規定に基づき、住居表示地区の街区の区域変更を次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　実施区域　　那覇市港町１丁目
　　(港町１丁目位置図)

２　実施期日　　本告示の日

３　変更箇所　　港町１丁目の一部
　　(別図１、２)

港町１丁目位置図(町界図)

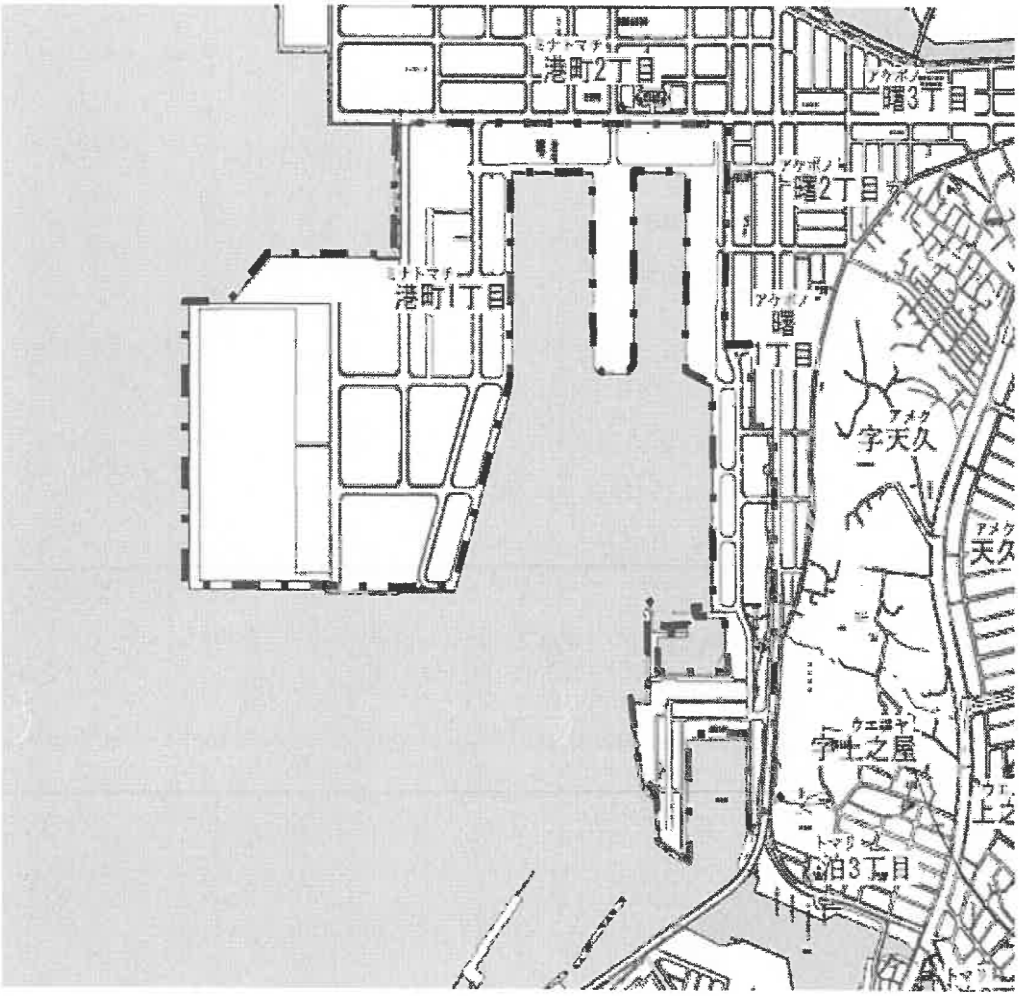

別図1

港町１丁目街区（一部）変更図

変更前

変更街区

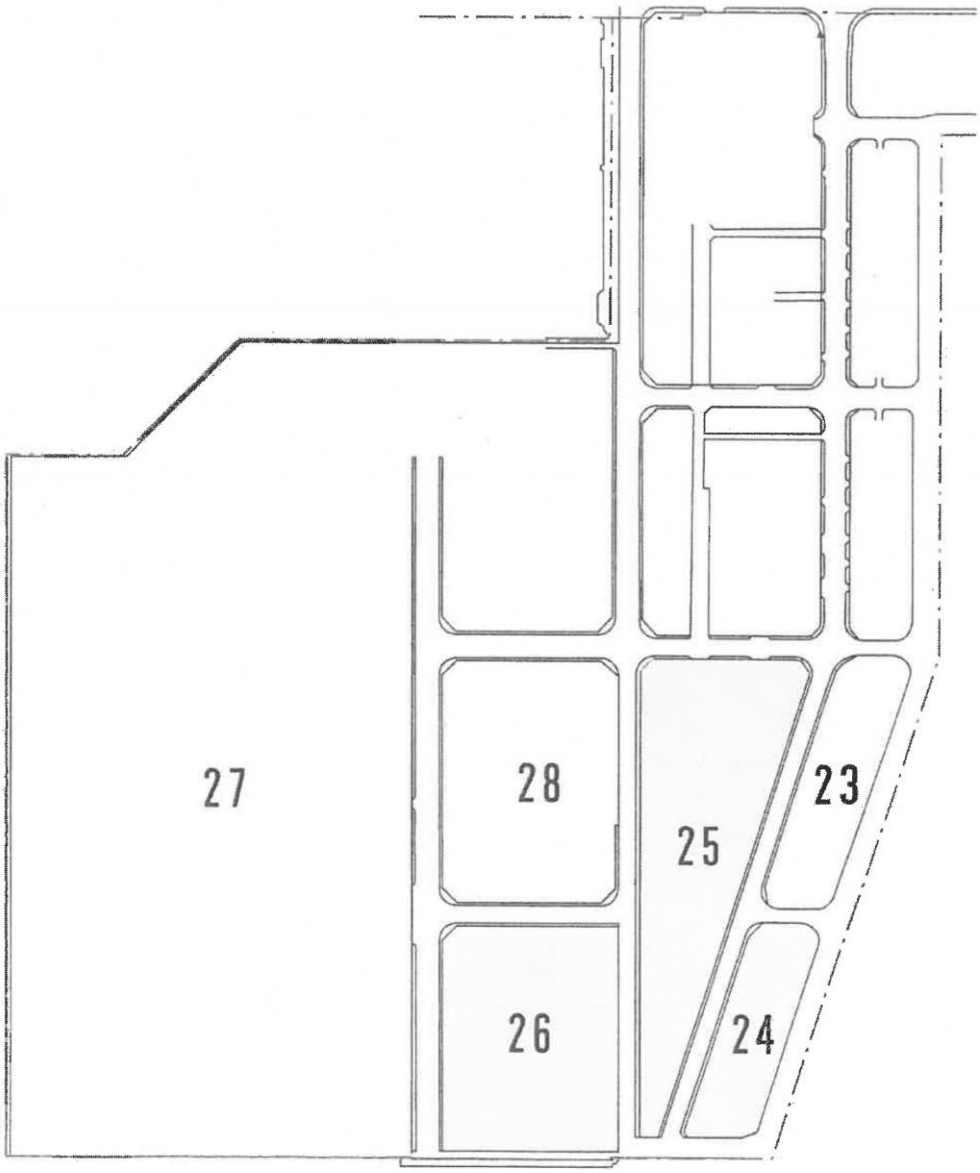

別図2

港町１丁目街区（一部）変更図

変更後

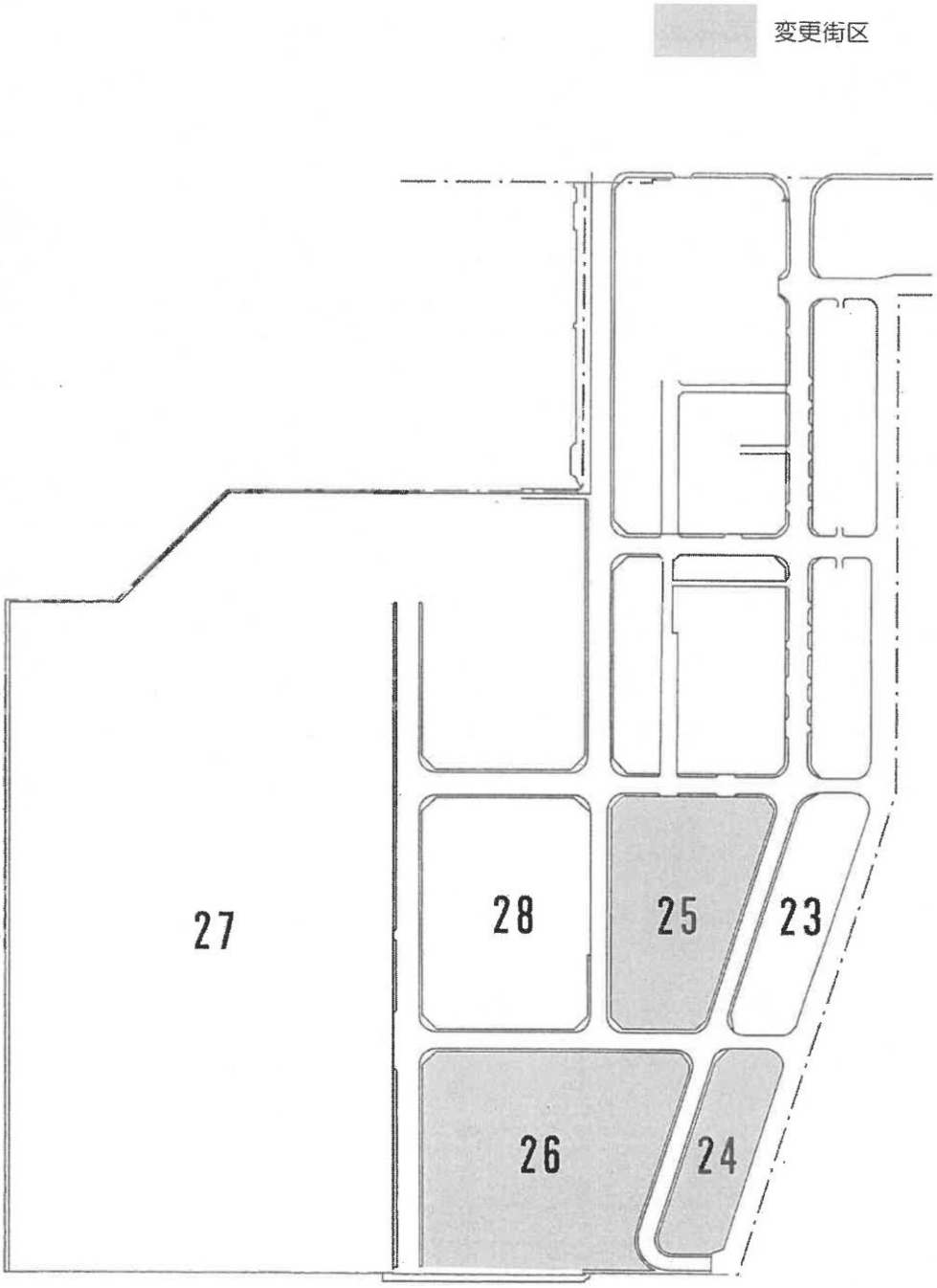

那覇市告示第 337 号
令 和 2 年 1 月 15 日

令和元年(2019 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第７号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第７号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第７号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,310,166 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 153,442,356 千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)
第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)
第３条　既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)
第４条　既定の地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳　入　　(単位：千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13 分担金及び負担金		1,128,667	1,326	1,129,993
	2 負担金	1,128,666	1,326	1,129,992
15 国庫支出金		42,814,841	919,335	43,734,176
	1 国庫負担金	34,078,415	940,731	35,019,146
	2 国庫補助金	8,632,108	△ 21,396	8,610,712

16 県支出金		17,369,558	105,530	17,475,088
	2 県補助金	8,500,148	105,530	8,605,678
19 繰入金		3,852,822	△ 10,261	3,842,561
	2 基金繰入金	3,715,487	△ 10,261	3,705,226
20 繰越金		2,740,739	350,596	3,091,335
	1 繰越金	2,740,739	350,596	3,091,335
21 諸収入		1,405,103	34,740	1,439,843
	5 雑入	997,288	34,740	1,032,028
22 市債		11,345,200	△ 91,100	11,254,100
	1 市債	11,345,200	△ 91,100	11,254,100
歳入合計		152,132,190	1,310,166	153,442,356

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		16,516,044	4,895	16,520,939
	1 総務管理費	14,268,499	4,251	14,272,750
	3 戸籍住民基本台帳費	807,020	644	807,664
3 民生費		80,019,122	1,212,062	81,231,184
	1 社会福祉費	26,625,705	△ 33,602	26,592,103
	2 児童福祉費	30,497,915	10,103	30,508,018
	3 生活保護費	22,895,501	1,235,561	24,131,062
4 衛生費		8,659,606	51,680	8,711,286
	1 保健衛生費	4,794,024	35,573	4,829,597
	2 清掃費	3,865,582	16,107	3,881,689
8 土木費		14,221,411	△ 9,787	14,211,624
	1 土木管理費	251,315	0	251,315
	2 道路橋りょう費	1,245,358	7,000	1,252,358
	4 都市計画費	5,902,988	△ 16,787	5,886,201
9 消防費		3,155,940	15,417	3,171,357
	1 消防費	3,155,940	15,417	3,171,357
10 教育費		13,867,556	35,899	13,903,455
	2 小学校費	6,298,358	4,673	6,303,031
	3 中学校費	2,004,841	16,774	2,021,615
	6 保健体育費	1,862,834	14,452	1,877,286
歳出合計		152,132,190	1,310,166	153,442,356

第２表　繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
２ 総務費			923,563
	１ 総務管理費		923,563
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	923,563
８ 土木費			1,228,864
	２ 道路橋りょう費		226,000
		路面修繕事業（単独）	7,000
		道路新設改良事業（社会資本交付金）	219,000
	４ 都市計画費		83,000
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	83,000
	５ 住宅費		919,864
		地域居住機能再生推進事業	919,864
合計			2,152,427

第３表　債務負担行為補正

１　追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
住民異動受付支援システム導入事業（ハイサイ市民課）	令和元年度から令和４年度まで	45,116
東京2020オリンピック・パラリンピック関係事業（観光課）	令和元年度から令和２年度まで	11,140
「なは障がい者プラン」策定事業（障がい福祉課）	令和元年度から令和２年度まで	7,326
那覇市障がい者相談支援事業（障がい福祉課）	令和元年度から令和４年度まで	145,998
こども園給食センター設置事業（施設修繕業務）（こども政策課）	令和元年度から令和２年度まで	39,012
こども園給食センター設置事業（機器撤去及び再設置）（こども政策課）	令和元年度から令和２年度まで	10,450

こども園給食センター調理業務及び搬送業務委託事業（こども教育保育課）	令和元年度から令和６年度まで	346,366
道路路面清掃業務委託(道路管理課)	令和元年度から令和２年度まで	18,388
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	令和元年度から令和２年度まで	8,700
道路維持管理業務委託（道路管理課）	令和元年度から令和２年度まで	73,900
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理運営業務委託（道路管理課）	令和元年度から令和２年度まで	2,445
街路樹維持管理業務委託（道路管理課）	令和元年度から令和２年度まで	36,343
大名市営住宅建替事業(第４期実施設計)（市営住宅課）	令和元年度から令和２年度まで	138,963
学校給食搬送業務委託事業（神原、小禄センター）（学校給食課）	令和元年度から令和３年度まで	13,657

２　変　更　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期間	限度額	期間	限度額
（仮称）ともかぜ振興会館管理運営事業（平和交流・男女参画課）	平成31年度から平成34年度まで	30,000	令和元年度から令和４年度まで	68,292

３　廃　止　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
学校給食搬送業務委託事業（神原、城岳センター）（学校給食課）	平成31年度から平成33年度まで	13,657

第４表　地方債補正
　　変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
２　公立文化施設整備事業 ４　道路整備事業 ６　都市公園整備事業	1,126,700 107,300 232,500	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,031,700 111,300 232,400	補正前に同じ		

那覇市告示第 338 号
令 和 2 年 1 月 15 日

令和元年(2019 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和元年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第３号)

令和元年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第３号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第１条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正
歳入　　単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
１　介護保険料		5,440,966	1	5,440,967
	１　介護保険料	5,440,966	1	5,440,967
３　国庫支出金		6,626,643	40,136	6,666,779
	２　国庫補助金	2,081,849	40,136	2,121,985
７　繰入金		4,366,146	△40,137	4,326,009
	１　他会計繰入金	4,366,145	△40,137	4,326,008
歳　入　合　計		28,129,105	0	28,129,105

歳出　　単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
５　地域支援事業費		1,881,655	△40,137	1,841,518
	１　介護予防・生活支援サービス事業費	1,054,780	0	1,054,780
	３　包括的支援事業・任意事業費	699,095	△40,137	658,958
７　保健福祉事業費		0	40,137	40,137
	１　保健福祉事業費	0	40,137	40,137
歳　出　合　計		28,129,105	0	28,129,105

公　　告

那覇市公告第 537 号
令和元年 12 月 20 日
掲　　示　　済

市有地(壺川１丁目 13 番４)貸付の一般競争入札について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第１項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の６及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）件　　名　市有地(壺川１丁目 13 番４)貸付の一般競争入札
（２）入札に付する物件
①所 在 地　那覇市壺川１丁目 13 番４
②貸付面積　502.25 ㎡
（３）貸付期間　令和２年４月１日から令和５年３月 31 日まで
（４）使用用途　平面駐車場
２　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加できる者は、次の条件を満たす者とする。
（１）那覇市に住所を有する者または本社、支店若しくは営業所を有する者
（２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しないこと。
（３）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
（４）那覇市において指名停止期間中でないこと。
（５）那覇市の市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。
（６）本実施要領に定める条件及び法令等を遵守し、賃借人自らが入札物件を平面駐車場として、賃貸借期間中継続して使用、運営する資力、能力等を有する者であること。
（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条及び那覇市暴力団排除条例第２条(平成24年那覇市条例第1号)に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
（８）契約条項に反し、この事実があった後２年を経過しない者でないこと。
（９）正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後２年を経過しない者で

ないこと。

(10) 100万円以上の年間所得を有すること。

(11) 原則として那覇市に住所を有する連帯保証人を立てられること。連帯保証人は100万円以上の所得を有し、那覇市の市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。

３　入札実施要領の配付及び申込受付期間に関する事項

（１）入札実施要領、入札参加申込書等の配付は、市ホームページからダウンロード、又は下記経済観光部商工農水課で配付いたします。

（２）入札参加申込受付期間

令和２年１月14日(火)～令和２年１月24日(金)

午前８時30分～正午、午後１時～午後５時

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。)

（３）入札参加申込み受付場所

那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎６階

那覇市経済観光部　商工農水課　農水Ｇ

４　入札説明会

（１）日時 令和２年１月10日(金)午前10時

（２）場所　那覇市泉崎１丁目１番１号 那覇市役所本庁舎６階602会議室

５　入札の日時及び場所

（１）日時　令和２年２月13日(木)

午後２時　　受付開始

午後２時15分 事前説明開始

午後２時30分 入札開始

（２）場所　那覇市泉崎１丁目１番１号 那覇市役所本庁舎６階602会議室

（３）その他　電話、郵便その他による入札は認めません。

６　入札保証金に関する事項

（１）入札に入札保証金は入札前までに現金による納付とします。ただし、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第８条第１項に該当する場合は免除とします。

（２）入札保証金の額は、入札金額の100分の５以上に相当する額とします。

７　予定価格

金　１，９２０，０００円（年額）

※予定価格以上の最高入札価格を落札価格とする。

８　入札の無効

（１）入札に参加する資格のない者がした入札

（２）委任状を持参しない代理人がした入札

（３）入札書が所定の日時までに提出されない入札

（４）同一事項について、２通以上の入札書が提出された入札

（５）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が２人以上の代理をしてなした入札

（６）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

（７）入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達してない入札

（８）最低入札価格を下回る価格の入札

（９）入札書の金額記入がない入札、金額を訂正した入札、「￥」又は「金」マークの記入がない入札
(10) 入札書に記名押印のない入札
(11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(12) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
(13) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札(消せるボールペンも含む)
(14) 再度入札(２回目・３回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(15) その他入札に関する条件に違反した入札

９　その他

詳細については、「市有地(壺川１丁目 13 番４)貸付の一般競争入札実施要領」による。

【お問い合わせ先】　那覇市経済観光部　商工農水課　農水Ｇ
担当　具志川、島袋　電話：098－951-3209

那覇市公告第 543 号
令和元年 12 月 26 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年１２月１６日

那覇市長宛

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">総務部総務課　　電話　2016</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">総務課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">受領書発行業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">首里城火災に対する支援金募金者で、本市が発行する受領書を希望される方に発行依頼書を提出していただき、依頼内容を確認のうえ受領書発行することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">首里城火災に対する支援金募金者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">令和元年１２月１６日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☐個人番号
☑氏　名
☑住　所
☐性　別
☐生年月日
☐国　籍
☐本　籍
☐続　柄
☐親族関係
☐婚姻離婚
☑その他
(電話番号)</td><td>☐職　業
☐地　位
☐学　歴
☐資　格
☐団体加入
☐賞　罰
☐学業成績
☐勤務成績
☐その他
(　　)</td><td>☐収　入
☐資産状況
☐公租公課
☐経済取引
☐公的扶助
☐その他
(　　)</td><td rowspan="4">☐思　想　☐宗　教
☐支持政党　☐主義主張
☐趣味嗜好　☐犯歴等
☐その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>☐健康状態
☐容　姿
☐病　歴
☐障がい程度
☐その他
(　　)</td><td>☐
☐
☐
☐
☐</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　☐本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">☐定期(　　月～　　月)　☑随時(　依頼書到達時　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">☐文書　☐口頭　☐告示
☑通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　☐図画　☑電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年12月20日

那覇市長　宛

那覇市消防局長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">消防局・総務課　　電話：867-0119</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和元年12月20日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">採用時関係　　平成3年8月30日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">・３種類の業務を一緒に報告しましたが、業務ごとに報告をしなければならないため、変更する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 採用時関係書類
② 給与支払報告書
③ 法定調書作成</td><td>① 採用時関係書類
・個人番号
・氏名
・住所
・性別
・生年月日
・本籍
・続柄　・職業
・親族関係　・資格
・健康状態　・学歴</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年12月20日

那覇市長　宛

那覇市消防局長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">消防局・総務課　　電話：867-0119</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和元年12月20日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">給与支払い報告書関係　　平成3年8月30日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">・３種類の業務を一緒に報告しましたが、業務ごとに報告をしなければならないため、変更する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 採用時関係書類
② 給与支払報告書
③ 法定調書作成</td><td>① 給与支払い報告書関係
・個人番号
・氏名
・収入</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年12月20日

那覇市長　宛

那覇市消防局長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">消防局・総務課　　電話：867-0119</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>令和元年12月20日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">法定調書作成関係　　平成3年8月30日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">・３種類の業務を一緒に報告しましたが、業務ごとに報告をしなければならないため、変更する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 採用時関係書類
② 給与支払報告書
③ 法定調書作成</td><td>① 法定調書作成書関係書類
・個人番号
・氏名
・住所
・性別
・生年月日
・本籍
・続柄
・親族関係</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第29号
令和元年12月24日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第２号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定番号	事　業　者	所　在　地	代 表 者	更新日
1	合資会社大進工業	那覇市泊一丁目24番地14	宜野座　砂子	令和元年12月20日
2	合資会社明光電気	那覇市壺川一丁目12番地３	仲村　彰	令和元年12月20日
3	株式会社永山組	那覇市港町二丁目14番７号	阪井　邦雄	令和元年12月20日
4	三栄工業株式会社	那覇市港町三丁目２番８号	中村　達	令和元年12月20日
7	株式会社共立技研	那覇市松島二丁目１番地の31	源河　武司	令和元年11月20日
8	桐和空調設備株式会社	那覇市曙一丁目８番１号	名嘉　正隆	令和元年12月20日
11	呉設備工業	那覇市首里石嶺町３丁目296番地７	呉屋　盛夫	令和元年12月24日
12	株式会社金吉設備工業	那覇市田原四丁目５番２号	具志　清	令和元年11月28日
14	有限会社コマツ設備	那覇市与儀一丁目14番12号	新里　尚志	令和元年11月20日
17	ヤシマ工業株式会社	那覇市久米二丁目16番25号	仲田　一郎	令和元年12月20日

那覇市上下水道局告示第30号
令和元年12月25日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第４号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

指定(登録)番号	第290号
指定工事店名	有限会社三誠設備
営業所所在地	沖縄県糸満市西崎町三丁目116番地
代表者氏名	玉城　慶彦
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　令和２年３月31日
異動年月日	令和元年12月11日
異動事由	代表者の変更